

羽島郡広域連合地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和3年4月
羽島郡広域連合

目次

1.背景	1
2.基本的事項	1
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3.温室効果ガスの排出状況	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量	
4.温室効果ガスの排出削減目標	5
5.目標達成に向けた取組	5
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6.進捗管理体制と進捗状況の公表	6
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0°C以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

このような状況を踏まえ、羽島郡広域連合においても、更なる省エネルギー化の実施や再生可能エネルギーの導入への取組が求められています。

2. 基本的事項

(1) 目的

羽島郡広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「羽島郡広域連合事務事業編」という。）は、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、羽島郡広域連合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

羽島郡広域連合事務事業編の対象範囲は、羽島郡広域連合の組織及び施設における全ての事務・事業とします。

表 1 対象施設等一覧

施設名	組織名
羽島郡広域連合消防本部・西消防署	消防総務課・警防課・予防課・指令課 西消防署
東消防署	東消防署

(3) 対象とする温室効果ガス

羽島郡広域連合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

2021 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の 2025 年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	...	2030	
期間中の 事項	基準 年度		計画 開始				計 画 見直し		目標 年度	
計画期間										

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

羽島郡広域連合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び羽島郡広域連合総合計画に即して策定します。

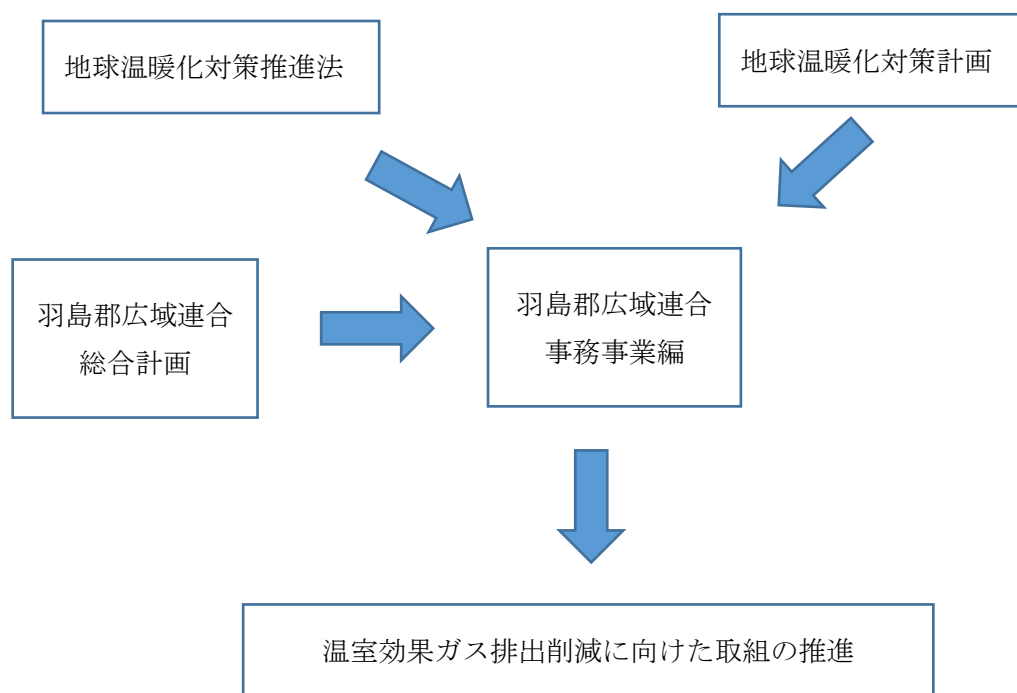


図 2 羽島郡広域連合事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量

羽島郡広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2019年度において、133.2t-CO₂* となっています。

※排出状況の数値を環境省が作成した温室効果ガス排出量算定支援ツールを基に算定しています。

表2 2019年度排出状況(施設別,燃料別の二酸化炭素排出量) (単位:t-CO₂)

施設名称	電気	ガソリン	軽油	灯油	LPG	都市ガス	合計
庁舎 (消防本部・西消防署)	70.3			3.5		3.0	76.8
庁舎 (東消防署)	12.5			2.6	4.4		19.5
公用車		22.8	14.1				36.9
合計	82.8	22.8	14.1	6.1	4.4	3.0	133.2

エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合では、図2で示すとおり電気が全体の62%を占め、次いでガソリン17%、軽油11%、灯油5%、LPG3%、都市ガス2%となっています。

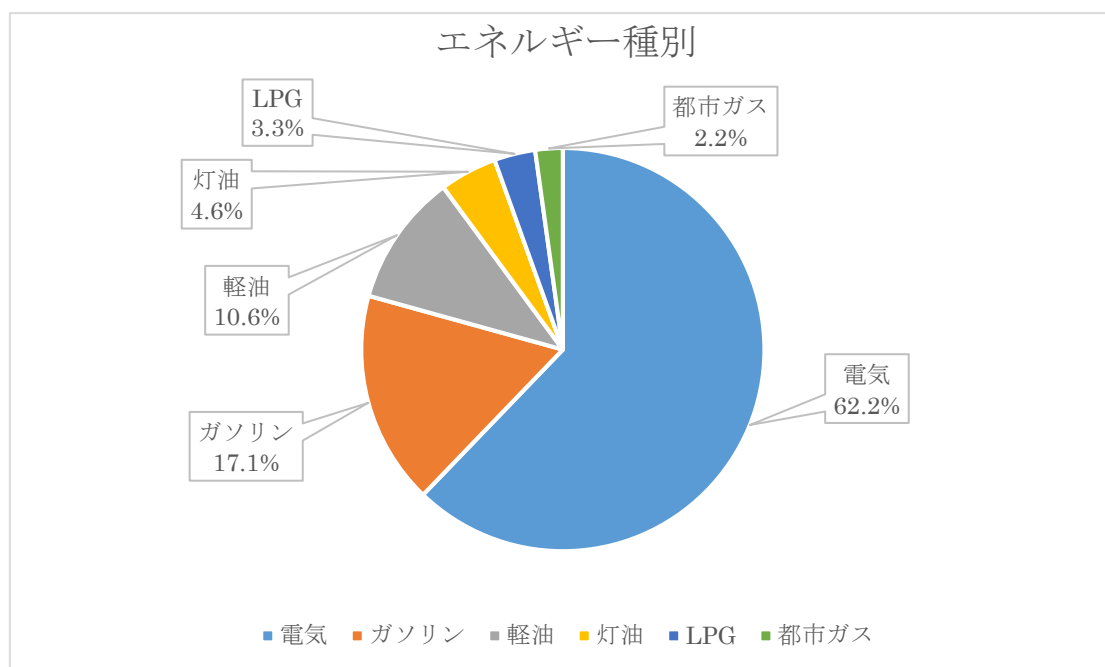


図3 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2019年度)

4. 温室効果ガスの排出削減目標

温室効果ガスの削減目標

消防業務の性質上、ガソリン、軽油などの燃料の使用については数値目標を設定して削減することが困難であるため、具体的な数値目標は設定しませんが、以下のとおり目標を設定します。

- ①各年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は基準年度数値（2019年年度）をめぐりに極力削減するよう努力します。
- ②環境への負荷を低減することを目指します。

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量とガソリン・軽油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ 燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・ 新たに自動販売機を設置する際は、省エネルギータイプの導入に努めます。
- ・ 空調機器のフィルター類の適正な管理により、送風効率を下げないように努めます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・ 空調設備の更新の際は、高効率ヒートポンプなど省エネルギー型を検討します。
- ・ 施設等の照明を LED 化を進めます。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・公用車の導入の際は、燃料電池自動車等の次世代自動車を検討します。
- ・用紙の節減、節水、ゴミの減量に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入を検討します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・移動の際は、エコドライブの実践、自動車の相乗り、公共交通機関の利用等に努めます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

羽島郡広域連合事務事業編を推進するために、消防長を委員長とする「羽島郡広域連合地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各署に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 羽島郡広域連合地球温暖化対策庁内委員会

消防長を委員長、消防次長を副委員長とし、各課及び各署の地球温暖化対策推進責任者（各課長及び各署長）で構成します。羽島郡広域連合事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 羽島郡広域連合地球温暖化対策庁内委員会事務局

消防総務課長を事務局長とし、消防総務課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各署の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各署に1名配置します。基本的に、各課及び各署の長を責任者とします。

各課及び各署において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

(2) 点検・評価・見直し体制

羽島郡広域連合事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、羽島郡広域連合事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

羽島郡広域連合事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。

事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2025年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2026年度に羽島郡広域連合事務事業編の改定を行います。

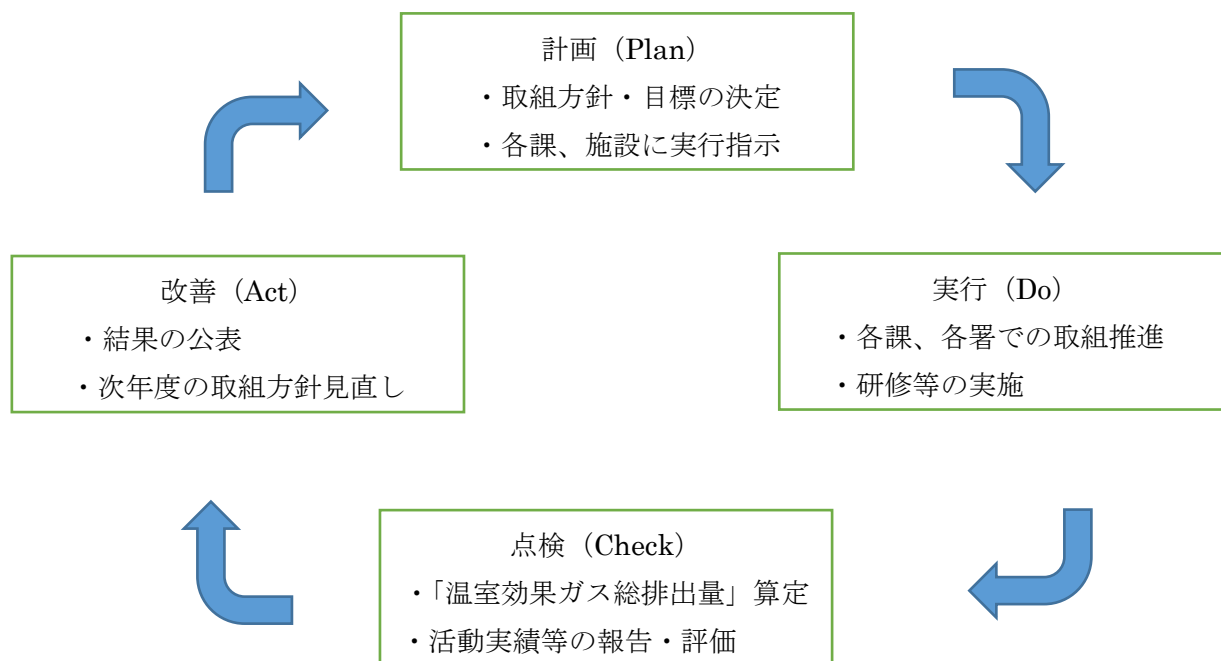


図4 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

羽島郡広域連合事務事業編の進捗状況は、羽島郡広域連合のホームページにより公表します。